

岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
 岩沼市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (7) 住登外者 住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）の規定により市が備える住民基本台帳に記録されていない者であって、市において事務に必要な情報を住民基本台帳とは別に管理しておく必要があるものをいう。
- (8) 住登外者宛名番号管理機能 住登外者を識別するために番号を付し、及び管理するための機能をいう。

別表第 1 市長の部及び教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務

別表第 2 市長の部及び教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	(1) 住民票関係情報
	(2) 地方税関係情報

別表第 3 教育委員会の部に次のように加える。

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	住登外者宛名情報
---------------------------------	----	----------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。